4

	東日	震災復興 成 2 3 年		ェックシート 正予算)			(厚生労働省)				
事業名	保健衛生施設等災害復旧事業 · 保健衛生施設等設備災害復旧事業					当部局庁	健康局	作成	作成責任者		
事業開始 · 終了(予定) 年度	昭和53年度					旦当課室	総務課指導調査		指導調査室長 岡山 健二		
会計区分	一般会計					施策名	Ⅳ-3-6 地域の保健医療体制を確保する				
ま業の目的 事業の目的	東日本大震災に対処する 助成に関する法律第44章 災害により被害を受けた保住 疾病予防等、公衆衛生の確	、46条、47多 葬場、精神科病	*		通知等	いて、施設及び設備の早期	- 復旧を支援	し、地域住民(の健康確保や		
マスティッグ スティック スティ											
	災害により被害を受けた保健所、火葬場、精神科病院等の保健衛生施設等について、施設及び設備の復旧に必要な経費の一部を補助する。 【補助先】被災した保健衛生施設等を設置する都道府県、市町村、医療法人等 【補助率】定額、2/3、1/2、1/3(特別立法及び予算措置により補助率の嵩上げを行っている)										
実施方法]直接実施 □業務委託等		✓補助		口貸付	口その他					
23年度予算額	当初	第1次補正			第2	欠補正	第3次補正	補正言		t	
	-		1, 340	<u> </u>		-	8, 159		9, 499		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	23年度 (目標値 F度 <mark>(年度)</mark>		5動指標	活動指標	単	位 23年)	度活動見込	
	復旧した保健衛生施設等の施設数	施設	352	-	※上段	プ ウトプット) ()書きは予算措 接に係る見込み	被災した保健衛生施設等の施	設数 施	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	352) 282	
単位当たり コスト	(23年度1次補正	E 19百万円/施設) 29百万円/施設)			Ĵ	算出根拠 予算額/旅			设数		
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原 則や施策の考え方との整合性がとられているか。						保健衛生施設等は、地域住民の健康確保及び疾病予防等に不可欠な施設であり、その復旧は、復興への提言に示された「くらしとしごとの再生」や東日本大震災からの復興の基本方針に示された「地域における暮らしの再生」のための施策といえる。					
						本事業は被災地における保健衛生施設等の災害復旧に特化しており、 公衆衛生を確保する上で優先度の高い事業である。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役 制分担、客観的な将来見通しなど)。 保健衛生施設等は、地域住民の健康確保及び疾病予防 施設であり、被災した保健衛生施設等の復旧は、公衆衛 で効果的な事業である。											
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						被災施設から報告のあった被害額を元に、実地調査による査定率及び補助率を勘案して所要額を計上しており、適正な積算となっている。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						特別立法や交付要綱において補助対象、補助率等を定めており、役割 分担などのあり方は明確である。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						医療施設、社会福祉施設等の災害復旧事業と同じ基準で実地調査を 行っており、他の事業と整合性を取りつつ計画的に実施されている。					
争未の迅速な有于・執行かり能であるか。争未の執行などの逆明性が唯体さ カー進行等理が適切に行われるようにかっているか						災害復旧工	地調査を行う前であっても 事に着手することが可能 ながら計画的に実地調査	となってい	る。また、関		

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度 予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込み を記入すること。

注2.「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度 予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 ××円/)」などと記入すること。 注3.「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。